

令和3年定例会
差別解消を目指す条例検討調査特別委員会
説明資料

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム
会議について

令和3年2月15日

環境生活部

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム 会議について

1 目的

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があるにもかかわらず、感染者やその家族、医療従事者やエッセンシャルワーカー等（以下「感染者等」という。）に対する偏見・差別、誹謗中傷等の人権侵害事案が起こっています。また、インターネット上では、事実ではない誤った情報の拡散や差別的な書込み、プライバシーの侵害等の事例が発生しており、社会問題となっています。

そのような中、本県では、令和2年12月に「三重県感染症対策条例」を制定し、差別の禁止を定めるとともに、教育活動および啓発活動を通じた正しい知識の普及、相談に応ずる体制の確保その他の必要な対策を講じることとしています。

これらを受けて、感染者等に対する重大な人権侵害が懸念されるケース等に的確に対応するため、関係機関によるプラットフォーム会議を設置し、対応案を協議するなどの取組を進めることで、被害者に寄り添った支援につなげていきます。

2 取組内容

新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害等に対応できる関係機関等が連携する「新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議」（以下「プラットフォーム会議」という。）を設置します。

（1）実務者会議

県内外の注意すべき人権相談事例等の情報共有や意見交換などを行い、事案発生時の速やかな連携・対応につなげていきます。

（2）個別事案検討会議

各相談窓口から支援要請があった、緊急に対応すべき重大な人権侵害事案について、緊急に対応を協議し、対応案を提示するなど課題解決に向けた取組を行います。

3 プラットフォーム会議の構成機関（コアメンバー）

以下の機関をコアとなる構成メンバーとして、支援の必要性に応じて、関係する機関に適宜参画を得ます。なお、事務局は環境生活部人権課に設置します。

- 県（環境生活部、県人権センター、医療保健部、教育委員会事務局）
- 県警察本部
- 津地方法務局、三重県人権擁護委員連合会
- 三重弁護士会

4 個別事案検討会議が対象とする事案と対象者等

最初に相談を受けた相談窓口において、以下の条件に該当すると判断された相談について、当該相談窓口から、プラットフォーム会議に支援要請が行われます。

(1) 事案

プラットフォーム会議が対象とする事案は、「感染者等に対する重大な人権侵害またはその発生が懸念されるケースで、かつ、緊急対応が必要なもの」とします。

例えば、

- 感染者等に対する触法・不法行為に関する相談があった場合
- インターネット上で誹謗中傷等が発生している場合
- 学校において、いじめが発生するおそれがある場合 など

(2) 対象者

対象となる事案の相談者で、「個人で被害の申し立て等を行うことが困難な状況に置かれていると思われる方」を対象とします。

人権侵害等の被害者は、感染したこと等へのショックで混乱し、適切な対応ができないだけでなく、世間の目（同調圧力）を気にして、助けを求めすることも困難な状況に置かれます。

正当に支援を受ける権利が制約された状況下で、かろうじて相談窓口支援を求めてきた方々の多くは、匿名での相談であることから、本人による届出等が前提となる専門機関（警察・法務局など）の支援を直ちに受けることはできず、対応した相談窓口が、個別の専門機関への届出方法を説明している間に、気力を失い、泣き寝入りしてしまうことがあります。

このような匿名の相談者や、個人の申し出をためらっている方に対して、関連する構成機関が、個別事案検討会議において、さまざまな対応案を協議し、提示が行えるようにします。

(3) 相談内容の共有の同意

各相談機関の相談内容は「秘密」が原則であり、相談内容の一部がプラットフォーム会議等で共有されることに、相談者が同意した場合に限られます。

5 相談内容の守秘

プラットフォーム会議の各会議では、相談内容の概要を情報共有することから、会議は非公開とします。なお、会議の出席者（実務者）は、公務員または弁護士等の守秘義務を負う者であることから、相談内容は守秘されます。

6 プラットフォーム会議が行う具体的な対応

プラットフォーム会議は、新型コロナウイルス感染症にかかる人権侵害等について、相談者から相談を受けた「相談窓口」からの要請を受けて、専門的、実務的な見地から中間支援を行います。当会議から提示された対応案をもとに、最初に相談を受けた相談窓口から、相談者への助言（対応策の説明等）が行われます。

なお、複合的な人権侵害のケース等、複数の構成機関で共同支援が必要と判断される場合については、相談窓口とも連携しながら、当会議から直接、対応策の説明等を行う場合も想定しています。

また、相談者の同意を得て相談内容を、具体的な対応を行える「各支援実施機関」に伝達することで、相談者が何度も説明を行う苦痛を取り除くなどの支援や、相談者に、各支援実施機関のどの部署に相談を伝達した旨を伝え、届出等への心理的負担を軽減するなどの、「届出等の後押し」を行います。

7 今後の取組

県内の民間等も含めたさまざまな相談窓口に対して、プラットフォーム会議による支援体制についての広報を行い、新型コロナウイルス感染症にかかる重大な人権侵害等に対して、的確に対応していきます。

なお、当会議による支援のしくみを有効に稼働させるには、人権侵害の被害者が、我慢せずに気軽に相談できる、相談しやすい環境を整備する必要があることから、さまざまな手法を活用して、相談窓口の利用を促す啓発や広報を行っていきます。

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議

我慢せず気軽に相談を！
相談しやすい環境の整備

相談者

- 感染したこと等ショックで混乱し、適切な対応ができない。
- 世間の目（同調圧力）を気にして、助けを求めることができない。

① 人権相談

匿名で相談できる

相談窓口

県人権センター人権相談窓口など各種相談窓口、市町など

② 支援要請

【条件】

- ア. 重大な人権侵害又はその発生が懸念されるケースで、かつ緊急対応が必要である。
- イ. 個人で被害の申し出等を行うのが困難である。
- ウ. 相談内容の共有に同意が得られた場合

④ 対応案の提示

● 触法・不法行為
● ネット上のプライバシー侵害 など

● いじめ

⑤ 助言

➡

届出等の手続きの確認
だけで気が失い、泣き寝入りも

⑥ 届出等の後押し
(相談概要の伝達等)

④ 対応案の提示
⑤ 助言

【直接介入する場合】
複合的な人権侵害のケースなど複数の構成機関で共同支援が必要な場合については、相談窓口と連携して、直接介入することも想定。

⑦ 支援要請
(届出等の手続きなど)

各支援実施機関

➡ **解決へ**

新型コロナウイルス感染症にかかる人権相談プラットフォーム会議
(事務局人権課)

○実務者会議
構成機関が、定期的集まり情報共有・交換を行う。

○個別事案検討会議
相談窓口からの支援要請を受けて参集し、対応策の検討を行う。

③ 解決に向けた対応案を協議

【構成機関（コアメンバー）】

- ・ 県（環境生活部、医療保健部、教育委員会）
- ・ 県警察本部
- ・ 津地方法務局・県人権擁護委員連合会
- ・ 三重弁護士会

その他、必要に応じて参画

【市町、子ども・福祉部、雇用経済部、労働局 等】

～感染症対策条例の制定～

- 三重県では、新型コロナウイルス感染症への対応を教訓として、感染症対策を推進するための根拠となる「三重県感染症対策条例」を令和2年12月に制定
- 本条例においては、感染症対策に関し必要な事項を定めるとともに、差別の禁止に関する事項を明記

基本理念（第三条）

- ①感染症対策は、国、県、市町、県民、事業者、関係機関等が相互に連携協力し、一体となって推進
- ②誰もが感染症にかかる可能性があることに鑑み、差別等は許されないものであるとの認識の下、人権を尊重しつつ推進

情報の公表（第九条）

- 県は、
- ・感染症の発生の予防やまん延の防止
 - ・県民の不安の払拭
 - ・感染症の患者、医療従事者等に対する差別や権利利益の侵害行為の防止
- を図るため、感染症に関する正確かつ適切な情報を公表

差別の禁止（第十条）

【差別の禁止を明記】

何人も、感染症の患者、その家族、医療従事者、社会機能維持者のほか、いかなる団体又は個人に対しても、差別その他の権利利益の侵害行為をしてはならない

【県の役割を明記】

感染症に起因する人権問題について県が講ずる対策

- ・教育活動や啓発活動を通じた正しい知識の普及
- ・相談に応ずる体制の確保
- ・その他の必要な対策

これらの規定を整備することで

県民が安心して暮らせる社会の実現を図る